

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月12日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区末広町一丁目地内下水道本管緊急補修工事
(内径450mm管きょ更生工 一式)

2 履行(納品)場所

鶴見区末広町一丁目11番地先まで

3 契約日

令和6年7月26日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月26日から令和7年1月31日まで

5 契約金額

¥35,376,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥3,216,000. -)

6 契約の相手方(名称及び所在)

請負人 株式会社松尾工務店
住 所 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目38番35号
担当者 代表取締役 松本 文明

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区末広町一丁目地内において、内径450mmの下水道本管(雨水)が破損している状況でした。土砂の流出による道路陥没が発生する可能性があるため、緊急措置として下水道本管の内面補修工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社松尾工務店は、本市の要請に基づき応急活動を実施する災害協力事業者として災害協力業者名簿に登録されています。

また横浜建設業協会鶴見区会構成員であり、現場状況を熟知しており、早急な対応が可能であったことから緊急補修業者に選定しました。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所